

司法書士過去問 伊藤塾セレクション 第12版
訂正表
2019年9月10日現在

「伊藤塾セレクション 司法書士過去問 第12版」をお買い上げいただきありがとうございます。

弊社では、出版にあたりまして、細心の注意を払って参りましたが、残念ながら訂正箇所がございます。お手数をお掛けして大変恐縮ではございますが、お手持ちの本に訂正箇所を書き込んでお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

「司法書士過去問 伊藤塾セレクション1 民法 第12版」

該当ページ	箇所	誤	正
232	ア 解説 4行目	20年	50年
257/258	エ 問題 3行目/ エ 解説 2-3行目	時効の更新の効果 / 更新の効力があり…その訴訟継続 中存続する	時効の完成猶予の効果 / 完成猶予の効力があり…その訴訟 終了時から6か月間存続する
387 〔2刷修正〕	オ 問題 2行目	行使することができる。	行使することができない。
404 〔2刷修正〕	ア 解説 5行目	(大判大6.5.3)	(442 I)
433	5 問題 2行目	債務者が	債権者が
444	ウ 解説 3行目	「当該解除権は…」以降削除 (右記文章を追加)	「移転した権利が契約内容に適合し ないものである場合」に関して、期 間制限を定める566条は準用されな いため、本記述の場合、このような 期間制限による解除の制限はな い。
461 〔2刷修正〕	オ 問題 2行目	返還をすることができる。	返還をすることができない。
570 〔2刷修正〕	エ 解説	エ 正しい。 相続による権利の承継は、遺産分 割によるものかどうかにかかわら ず、法定相続分を超える部分につ いては、対抗要件を備えなければ、 第三者に主張することができな いため(899の2 I)、本記述のよう な、いわゆる遺産分割前の第三者 は、対抗要件を備えていれば保護 される。したがって…	エ 正しい。 遺産の分割は、相続開始の時にさ かのぼって効力を生ずる(909条本 文)。ただし、第三者の権利を害す ことはできない(909ただし書)。こ こでいう「第三者」は、善意または悪 意を問わないが、対抗要件を備え ていることを要すると解されている。 したがって…